

屋外広告業登録事項変更届及び提出書類チェックリスト

【1.変更の届出が必要となる項目】

表1 変更の届出(様式16号)が必要となる場合一覧

項目	場合	添付書類
<input type="checkbox"/>	商号、名称が変更となる場合	表2 ①ハ
<input type="checkbox"/>	氏名が変更となる場合	表2 ②ハ
<input type="checkbox"/>	所在地又は住所が変更となる場合	表2 ③ハ
<input type="checkbox"/>	営業所の名称、所在地が変更となる場合	表2 ④ハ
<input type="checkbox"/>	営業所における業務主任者の氏名が変更となる場合	表2 ⑤ハ
<input type="checkbox"/>	法人における役員の氏名が変更となる場合	表2 ⑥ハ
	<small>※変更には、追加・削除を含みます。 ※役員には、監査役を含みません。</small>	
<input type="checkbox"/>	法定代理人(個人)の氏名、住所が変更となる場合	表2 ⑦ハ
<input type="checkbox"/>	法定代理人(法人)の商号、名称、所在地、役員の氏名が変更となる場合	表2 ②ハ



【2.変更届出が必要となる場合は、下記添付書類を提出してください。】

表2 必要な添付書類

番号	添付書類
①	略歴書(様式15号)、登記事項証明書原本※1
②	誓約書(様式14号)、略歴書(様式15号)、登記事項証明書原本※1 住民票抄本又はこれに代わる書類
③	略歴書(様式15号)、登記事項証明書原本※2、住民票抄本又はこれに代わる書類※3
④	登記事項証明書原本※2
⑤	住民票抄本又はこれに代わる書類、有資格書面の写し
⑥	誓約書(様式14号)※4、略歴書(様式15号)※4、登記事項証明書原本※4、 住民票抄本又はこれに代わる書類※4
⑦	誓約書(様式14号)、略歴書(様式15号)、住民票抄本又はこれに代わる書類

※1 法人登録の場合のみ ※2 商業登記に変更がある場合のみ ※3 個人登録の場合のみ

※4 役員の氏名を削除する場合は添付書類不要

【摘要】

- ・ 変更が生じた日から **30日以内**に届け出てください。
- ・ 登記事項証明書原本は、6か月以内に発行されたものに限りです。
- ・ 住民票抄本は、3か月以内に発行されたもの、個人番号(マイナンバー)の記載がないものに限りです。
- ・ 法定代理人(法人)の商号、名称、所在地を変更する場合の添付書類については、都市計画課景観係までご相談ください。